

愛知県陶磁美術館レストラン等運営事業者募集要項

1 目的

愛知県陶磁美術館は、陶磁に関する美術的、歴史的、産業的に貴重な資料を収集、保存、展示及び調査研究を進めることにより、陶磁文化の普及、向上と陶磁器産業の振興に資することを目的に設置されました。昭和53年6月の開館以来、国内屈指の陶磁専門ミュージアムとして、日本やアジアを始めとする世界各地の様々なやきものの魅力を展覧会や関連催事を通じて紹介しています。

今回、来館者サービスの充実を図り、この施設の魅力をより一層高めることを目的として、愛知県陶磁美術館内のレストラン等を運営する事業者を次のとおり募集します。

2 施設の概要

(1) 名称 愛知県陶磁美術館

(2) 所在地 愛知県瀬戸市南山口町234番地

(3) 運営 愛知県（地方独立行政法人愛知県美術館機構（令和8年4月1日設立予定）が設立された場合は、当該法人が愛知県陶磁美術館を運営します。）

(4) 敷地面積 279, 141. 35 m²

(5) 規模構造 本館：地上3階地下1階建、南館：平屋一部2階建、陶芸館：地上1階地下2階建、茶室：平屋建

(6) 開館時間 午前9時30分～午後4時30分（ただし7月1日～9月30日の間は午後5時まで）
※令和8年度以降は、開館時間を変更する場合があります。

(7) 休館日 毎週月曜日（ただし休日の場合は開館し、直後の平日を休館とします）及び12月28日から1月4日まで
※令和8年度以降は、休館日を変更する場合があります。

(8) ホームページ 愛知県陶磁美術館 公式ウェブページ <https://www.pref.aichi.jp/touji/>

3 レストラン等の概要

(1) 設置場所

愛知県瀬戸市南山口町234番地

愛知県陶磁美術館 本館1階（別添資料1参照）

(2) 面積

客席等 250. 29 m²

厨房等 105. 24 m²

計 355. 53 m²

※客席部分は、共用スペースとするため6（5）使用料の対象外とする予定です。ただし、カウンター等の営業スペースとして使用する場合は、この限りではありません。

※使用面積は、愛知県陶磁美術館と協議の上変更することができます。

4 契約主体について

愛知県陶磁美術館は、令和8年4月1日より、同日設立（予定）の地方独立行政法人愛知県美術館機構により運営する予定です。その場合は、地方独立行政法人愛知県美術館機構を当事者として本件

に係る賃貸借契約の締結を行います。

5 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までのいずれにも該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後 3 年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 募集開始から審査結果通知までの期間において、愛知県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 募集開始から審査結果通知までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成 24 年 6 月 29 日締結）に基づく排除措置を受けていないこと
- (6) 現に飲食店を営業している法人または個人であること。
- (7) 飲食店を 3 年以上継続した事業経験を有すること。
- (8) 公租公課を滞納していないこと。

6 営業内容

(1) 運営主体

事業者自らレストラン等の運営を行い、販売代金は事業者に帰属します。運営にかかる経費は、事業者の負担とします。

(2) 営業内容

別紙「愛知県陶磁美術館レストラン等概要」のとおり

(3) 営業日

原則、愛知県陶磁美術館の開館日としますが、営業日については愛知県陶磁美術館と協議の上変更することができるものとします。なお、場合により土・日・祝日のみの営業も可とします。

※休館日：毎週月曜日（ただし、休日の場合は開館し、直後の平日は休館）

12 月 28 日から 1 月 4 日まで（令和 8 年 4 月 1 日から変更する場合があります。）

(4) 営業時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時までの間で、愛知県陶磁美術館と協議して定めた時間

(5) 使用料

愛知県の「行政財産の特別使用に係る使用料条例」や当該箇所の過去の使用料実績、応募者から提出された収支計画等を考慮し、使用面積に応じて金額を決定します。

ただし、光熱水費等は別途事業者の実費負担とします。

※別添資料 2 「公募に係る情報一覧」参照

(6) 使用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（期間満了 2 か月前までの申請により更新）

※愛知県陶磁美術館の事情により営業できない期間があっても休業補償はありません。

(7) 営業開始日

令和8年4月1日

(8) その他

運営にあたって、営業内容等の詳細については愛知県陶磁美術館と協議するものとします。営業開始後に営業時間・内容等の変更を希望される場合も同様です。

※企画提案内容を基に愛知県陶磁美術館と協議を行い、営業内容等の詳細を決定するため、必ずしも企画提案どおりとならない可能性があることをご了承ください。

7 応募方法

(1) 募集資料の配布

ア 配布時期

令和8年1月14日（水）から令和8年2月6日（金）まで

イ 配布場所

愛知県陶磁美術館 総務課

〒489-0965 濑戸市南山口町234番地

電話 0561-84-7474

ウ 愛知県陶磁美術館ホームページからも資料入手が可能です。

エ 現地説明を希望する事業者は、あらかじめご連絡ください。

(2) 応募書類の受付

ア 書類の提出

応募を希望する事業者は、申込書及び1次審査提出書類を愛知県陶磁美術館総務課に提出してください。

イ 書類受付期間

令和8年1月16日（金）から令和8年2月6日（金）午後5時まで

（受付時間は午前9時から午後5時まで。ただし、陶磁美術館の休館日は除く）

なお、郵送による提出の場合は、令和8年2月6日（金）午後5時必着とします。

8 選考方法及び決定時期

(1) 書面審査により、応募業者を数社程度に選考します。（1次審査）

1次審査結果は、令和8年2月上旬を目途にお知らせします。

(2) 1次審査を通過した応募業者から、審査委員会における審査により事業者を選定します。

なお、審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせ及び異議申し立てには応じません。

(3) 審査委員会では、提出された運営企画書に基づく提案者によるプレゼンテーション（15分）により評価を行います。（プレゼンテーションは、提案書により行うこととし、パソコン及びプロジェクター等を使用する場合は、持込可とする。）

説明終了後に、質疑応答（10分程度）を行います。

なお、プレゼンテーションの日程（2月中下旬頃）については、別途連絡します。

(4) 審査基準は、別紙「愛知県陶磁美術館レストラン等運営事業者募集審査基準」のとおりとします。

9 選定結果の通知

選定結果は令和8年2月下旬までに応募者に通知するとともに、愛知県陶磁美術館ウェブページ上で公表します。

10 その他

- (1) 企画提案に関する一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 企画提案資料については、返却いたしません。なお、地方独立行政法人愛知県美術館機構が設立し、愛知県陶磁美術館の運営を当該法人が行うこととなった場合は、選定事業者に係る企画提案資料は当該法人に引き継ぎます。
- (3) 営業条件等の詳細については、決定後協議します。
- (4) 決定後は、営業等に関する必要なすべての手続きを遅滞なく行ってください。

(連絡先)

〒489-0965 愛知県瀬戸市南山口町 234 番地 愛知県陶磁美術館 総務課
電 話 0561-84-7474 (内線 333 目置、鈴木)
F A X 0561-84-4932
E-mail touji@pref.aichi.lg.jp